

事務所通信



Vol. 6 2013.11.1 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

(ららぽーと守山さんから徒歩1分)

電話：077-532-7123

FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

後見人になれば相続のとき有利になるの？

ご親族の方が後見人になって、ご本人のために後見人の職務を果たしても、相続のときに有利になることはありません。

相続のときの評価する項目として「寄与分」というのがあります。この寄与分とは、ご本人の財産の維持または増加させたことが評価されるというものです。

例えば、①ご本人の家業に従事し、ほとんど報酬ももらわず財産の維持または増加に寄与した場合②ご本人の看護に努めた結果、付添人などの費用の支出を免れ、財産が維持された場合などがこの寄与分に当たります。



後見人の業務は、判断能力の低下したご本人を支援するために（後見人としての職として）「財産管理」と「身上監護」を行うのであって、ご本人の財産の維持や増加を目的に行うものではありません。よって後見人の業務は寄与分とはなりません。

逆に、もし相続財産を多く残そうとするあまり、ご本人に必要な支出を避けようとするれば後見人として問題となるでしょう

成年後見相談窓口

成年後見に関するご相談は当事務所の他に、下記での電話相談も可能ですのでご紹介します。

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 本部（日本行政書士会連合会館内）

平日 13:00～16:00 まで ☎0120-874-780

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 滋賀県支部（滋賀県行政書士会館内）

平日 9:30～17:00 まで ☎077-523-4610

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとは全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有するものを正会員とする一般社団法人です。ご高齢の方、障がいのある方が、その人らしい自立した生活が安心して送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートいたします。

編集後記

ようやく暑さもおさまり、急に秋らしくなってきました。

長期予報によりますと11月は平年並みの気温。この冬（2013年～2014年）は全国的に厳冬になる見通しだそうです。短い秋を楽しみつつ、冬に備えたいものです。

秋が旬で、味や香りも増しさらにおいしくなるキノコ。キノコは腸の働きを良くする食物繊維が豊富で、ボリュームがあるのに低カロリーな食材。

我が家でも和洋中いろいろなメニューで楽しんでおります。

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモス滋賀、守山商工会議所

